

土木関係の建設コンサルタント業務の委託契約における
最低制限価格について

1. 最低制限価格の算出方法

(1) 表1の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、設計金額算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額を算出する。

ただし、測量業務に係る契約については、その額が、設計金額に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、設計金額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

地質調査業務に係る契約については、その額が、設計金額に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、設計金額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

測量・地質調査業務以外に係る契約については、その額が、設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、設計金額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

表 1

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 業種区分が表1にない業務については、「土木関係の建設コンサルタント業務」に準じて算出するものとするが、この方法により難しい場合には、当該業務の設計金額に3分の2を乗じて得た額を下らない範囲内でその都度算出するものとする。

(3) (1)及び(2)で算出した額の合計額の100円未満を切り捨て、100分の110を乗じた額を最低制限価格とする。

2. 見積合せ時の最低制限価格の取扱い

(1) 見積合せを税抜金額で実施する場合

最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格未満の見積書を提出した参加者は、失格とする。

(2) 見積合せを税込金額で実施する場合

最低制限価格未満の見積書を提出した参加者は失格とする。